

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第3回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年11月25日(火) 14:00～14:43

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩（以上5名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

東海 幹夫（以上1名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）山田 和晴（番号企画室長）
永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

- ① 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問3001号】
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置）について【諮問第3002号】
- ③ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3003号】

(2) 諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3005号】

開 会

○永利情報流通行政局総務課補佐（事務局） 会議開催前に、事務局から1点ご報告がございます。本日は冒頭、テレビカメラが入っておりますので、ご了承願いたいと思います。審議に入る前にはご退席いただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○根岸部会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中、6名の委員の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項3件、諮問事項1件です。

（カメラ退室）

○根岸部会長 それでは初めに、宮本委員が当事業部会にご所属の後、初めてご出席ですので、一言ごあいさつをお願いいたします。

○宮本委員 関西大学の宮本でございます。専門は経済学で、こちらの案件につきましては専門外かと思いますが、これから勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○根岸部会長 それでは、答申事項より審議いたします。

諮問第3001号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について審議したいと思います。

本件は、総務大臣の諮問を受け、9月30日開催のこの部会において審議を行い、10月30日まで意見募集を行いました。本日は、提出されました意見を取りまとめたので、これを報告していただきまして審議したいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官 それでは、資料の別添2ページ、パブリックコメントに対して寄せられた意見と考え方についてまとめましたので、ご報告申し上げたいと思います。都合3つの項目につきまして、4件の意見をいただいたところです。

まず3ページ目、1項目目、「基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進に

ついて」です。意見は、意見1、「NTT東・西は、ユニバーサルサービス全体の収支改善のための努力を継続的に行い、その結果を具体的に示していくことが必要」というご意見です。考え方ですが、右側にございますとおり、「ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者であるNTT東・西の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。なお、平成18年11月21日の情報通信審議会答申において、NTT東・西の経営効率化の実績等について当審議会への報告を求めているほか、NTT東・西に対し、基礎的電気通信役務の収支状況等の情報について、一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である」とまとめているところです。

続きまして意見2、4ページをお開きください。「総務省は、ユニバーサルサービスに関するデータに基づき、当該サービスの提供に係る経営効率化水準の妥当性について検証するとともに、更なる経営効率化推進策について検討し、NTT東・西に実施を求めていくことが必要」。考え方といたしましては、「平成18年11月21日の情報通信審議会答申において、NTT東・西に対し、毎年度の基礎的電気通信役務の収支について、携帯電話やIP電話の普及、加入電話から競争事業者の提供する直収電話サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、その結果を総務省へ報告することを求めるとともに、総務省に対し、NTT東・西からの報告に基づいて、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化について十分な検証を行い、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果について当審議会への報告等を求めているところである。この要望に基づいて、従前同様、平成19年度の基礎的電気通信役務収支について、平成20年9月30日に当審議会において報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である」とまとめているところです。

次の項目が、2、「負担金の徴収状況に関する周知の強化について」です。意見3、「負担金の徴収状況について、支援機関及び総務省は、可能な限り早い段階で、広く一般に周知することが必要」というご意見です。具体的な中身は「支援機関が公開している平成20年度負担金徴収状況によれば、認可時の負担金徴収予定12カ月を超え、最終算定日が平成20年12月から平成21年1月になることが想定されます。このよう

な制度の運用上の実情については、最終負担者となる利用者の混乱を回避するためにも、広く告知されるべきであり、支援機関は、可能な限り早い段階で、負担対象事業者だけでなく広く一般にその旨を周知すべきと考えます。また、あわせて監督官庁である総務省においても、同内容の周知に努めるべきと考えます」というご意見です。考え方といたしましては、「平成18年11月21日の情報通信審議会答申において、ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、支援機関、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等に対し、積極的に制度の概要等について周知・広報を行うとともに、利用者への情報提供を徹底することを求めているところであり、ご指摘の支援機関による『平成20年度負担金徴収状況』の公開は、この要望の主旨に即した対応であると認識している。行政、支援機関、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等は、ご指摘の点も踏まえ、今後も消費者保護の観点からユニバーサルサービス制度に係る周知・広報の一層の充実を図るとともに、当該周知・広報に当たっては、互いに協力し、効果的・効率的な実施に努めることが適当である」とまとめているところです。

続きまして最後、3番目の項目です。「次期ユニバーサルサービス制度の在り方について」です。意見4、「今後も引き続き、ユニバーサルサービスを提供するNTT東・西が、真に外部補てんを必要とする状況にあるのかについて議論を尽くすことが必要。あわせて、IP網への移行計画等をNTT東・西が速やかに明らかにすることが必要」というご意見です。考え方といたしましては、「現在、『ユニバーサルサービス制度の在り方』について情報通信審議会において審議中であるが、当該制度の見直しに当たっては、ご指摘の論点も含め、幅広い観点から調査・検討が行われることが望ましいと考えられる。なお、IP網への移行計画等に関しては、PSTNの交換機の活用可能期間やユニバーサルサービス制度を含む関連制度等の諸課題を検討の上、PSTNユーザのマイグレーションに関する概括的展望を2010年度にNTTグループとして公表することを本年5月に明らかにしているところであるが、現行制度におけるユニバーサルサービス提供事業者であるNTT東・西には、IP網への移行に関する展望・情報等の積極的な提示を期待したい」とまとめているところです。

以上がパブリックコメントに寄せられました意見と考え方です。

続きまして答申案ですが、以上の考え方を踏まえまして、1にございますように、「本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可

並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる」としているところです。以上です。

- 根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問がございましたらお願いいたします。
- 長田委員　ご意見の中に、周知・広報について徹底していきますとありますが、負担金徴収状況が公開されているからと言って、周知されているということには全くならないと思いますので、とにかくわかりやすくお知らせをしていくという姿勢は、これからも貫いていっていただきたいと思います。
- 根岸部会長　ありがとうございます。他にはいかがですか。
- 関口委員　周知・広報の件に関しましては、月当たりの番号単価を決めるときに、端数を四捨五入している部分を12カ月の調整として12倍することと、それから番号が1億8,600万ありますので、結果としてその端数が意外に大きく出てしまうので、四捨五入の状況によっては、足りなかったり増えたりということがこれからも起きるわけです。しかも、認可との関係がありますので、周知・広報のタイミングも制約があるというところで、なかなか悩ましいのですが、ただ、ここは制度として進めてみて、意外にこういった影響が大きいということがわかったということもありますので、2周、3周と回を重ねるごとに、状況をご理解いただけてくるのだろうと思います。これからもできる限りの可能な方策を講じながら、混乱のないように進めていきたいと思っています。
- 根岸部会長　ありがとうございます。資料の10ページに、8円という記載が出てまいります。ご関心のあるのはそういうところだと思うのですが、いかがでしょうか。
それでは、諮問第3001号につきましては、お手元の答申書（案）のとおり答申したいと思います。

続きまして、諮問第3002号、NTT東西のいわゆるNGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置について審議をしたいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、9月30日開催のこの部会において審議を行い、10月29日までの間、1回目の意見募集を行いました。その後10月31日に提出された意見を公表するとともに、11月14日までの間再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で検討いただきました。そこで本日は、委員会での検討結果を、主査の東海委員からご報告いただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、ご報告させていただきます。本件は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の次世代ネットワークに係る接続ルールについて、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に基づきまして、平成20年7月、関係省令等が改正されたことを受けまして、規定整備を行うため、接続約款の変更について調査を行ったものです。

本件につきましては、当部会に諮問をされまして以降、ただいま部会長からお話が合ったスケジュールでパブコメを行い、検討をいたしました。報告書のとおり、「諮問のとおり認可することが適当」とすることといたしました。

なお、これらの意見や考え方の詳細につきましては、委員会事務局から報告をいただきたいと思っております。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料3-2に基づきましてご説明をさせていただきます。まず、10ページをご覧ください。本件につきましては、先ほど東海主査からご説明のありましたとおり、NTT東・西の次世代ネットワーク等に係る接続ルールについて、本年7月、関係省令等が改正されたことを受け、接続約款の変更を行うものです。

具体的には、10ページの下に次世代ネットワークのポンチ絵をつけておりますが、まず第1に、真中の赤い点線で囲った部分に関するひかり電話網の関門交換機接続、いわゆるIGS接続の接続条件等を定めること。第2に、黒い点線で囲った部分及び黄色い点線で囲った部分に関しますNGN及び地域IP網の中継局接続の接続条件等を定めること。第3に、一番右の緑の点線で囲った部分に関しますNGNのイーサネット接続の接続条件等を定めること。第4に、イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等を定めること。これらの規定整備を行うものです。

次に2ページ、横長の資料に戻っていただけますでしょうか。今申し上げました具体的な接続約款の変更案に対する意見及びその考え方をまとめた資料です。

まず、意見の1です。「NGNの接続ルール答申を踏まえ、各機能の接続料等の適用開始予定時期を具体的に記載すべき」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「各機能の接続料については、その設定に必要なコストドライバの検討等に一定期間要することから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、イーサネット接続機能については平成

21年度末まで、それ以外の機能については平成20年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の適用が猶予されているところである。コストドライバの在り方については、今年5月から総務省で開催している研究会において検討が行われているところであり、NTT東・西においては、当該研究会の検討結果等を踏まえ、上記省令で定められた期限が到来する前に、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料を定めた接続約款の変更認可を受けることが必要である」としているところである。

次に3ページ、意見の2です。「收容局接続については、NGNの接続ルール答申を踏まえ、現行接続約款の接続料の適用が、あくまでも暫定である旨を記載しておくべき」というご意見でございまして、これに対する考え方は、先ほどの「考え方1に同じ」としているところである。

次に4ページ、意見の3です。「イーサネット接続については、事業者との協議が整うまでの間はぶつ切り料金とする旨が接続約款に記載されているが、NGNの接続ルール答申を踏まえ、接続料を設定することを前提とした表現に修正すべき」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「イーサネット接続機能の接続料設定については、システム改修等が必要となることから、NGNの接続ルール答申を踏まえて今年7月に改正された関係省令において、平成21年度末まではコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が猶予されているところである。このため、当該機能について役務区間単位料金（ぶつ切り料金）とする旨を記載した接続約款の変更案は問題ないと考えられるが、NTT東・西においては、接続事業者の具体的な接続要望等を見極めた上で、平成22年度から接続料が設定可能となるように、システム改修作業を終了させ、接続約款の変更認可を受けることが必要である」としているところである。

次に5ページ、意見の4です。「中継局接続及びイーサネット接続について、インタフェース機能に係る費用を接続事業者が全額個別負担する旨を予め定めることは不適切」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「中継局接続機能とイーサネット接続機能については、事業者間均一料金の適用が、当分の間は猶予されている状況にあるため、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用について接続事業者の個別負担とする旨の接続約款の変更案は問題ないと考えられる。他方、これらの機能の接続料原価の範囲については、研究会において検討しているところである。このため、NTT

東・西においては、その検討結果等を踏まえ、IP通信網間接続装置等のインタフェース機能に係る費用の帰属について改めて判断することが必要であり、当該費用が接続料原価に算入されるものであれば、上記猶予期間が経過する前に、接続約款の変更認可を受けることが必要である」としているところです。

次に意見の5、「具体的な機能が開示されないと、接続事業者はその機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができないため、SIPサーバ及びイーサネットスイッチについては、網機能提供計画の届出対象とすべき」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「NGNの接続ルール答申に示したとおり、イーサネットスイッチやSIPサーバについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられること等を考慮すれば、これらを網機能提供計画の対象とすることまでは現時点では必要ないと考える」としているところです。

次に、意見の6です。「『他事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地』に係る情報について、情報開示期日を過ぎた場合は、NTT東・西が自主的に情報開示することを確認したい」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「NTT東・西から、情報開示期日以降に接続事業者から情報開示請求があった場合は、速やかに回答する旨の意見が示されており、接続約款の変更案は、問題はないと考える」としているところです。

最後に7ページ、意見の7です。「接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が随時行われるよう、接続約款の改訂がなされるべき」というご意見です。

これに対する考え方といたしましては、「アンバンドルは、他事業者による多様な接続形態を実現するものであるため、NGNの接続ルール答申に示したとおり、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、NTT東・西に過度の経済的負担が生じない限り、アンバンドルして提供することが必要である」としているところです。

以上を踏まえまして、1ページ目です。接続委員会からの報告書の内容につきましては、先ほど東海主査からご説明のありましたとおり、本件、NTT東・西の接続約款の変更認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、今ご説明いたしました別添のとおりであるとされているところです。

以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがですか。酒井委員も接続委員会にご参加されていらっしゃると思いますが、何かございましたらどうぞ。

○酒井部会長代理 NGNはスタートしたばかりですので、接続料金についてもある程度暫定的なものを認めております。今検討している段階で、次に接続ルールをどのような形にしたらいいのかということがはっきり決まると思いますので、料金につきましても暫定的に進めればよいだろうということですので、それほど問題ないのではないかと考えております。

○根岸部会長 ありがとうございます。他によろしいですか。それでは、答申書（案）のとおり答申することにしたと思います。ありがとうございました。

続きまして、諮問第3003号、電気通信番号規則の一部改正につきまして審議をしたいと思っております。本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、9月30日開催のこの部会におきまして審議を行い、10月30日までの間、意見募集を行いました。その後、意見募集でいただきました意見を踏まえまして、電気通信番号委員会で検討いただきました。そこで、本日は、委員会での検討結果を、主査の酒井委員からご報告いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○酒井部会長代理 それでは、お手元の資料3-3をもとにご報告いたします。

ただいま根岸部会長からお話ございましたように、9月30日から10月30日まで行いました意見募集で提出された意見を踏まえまして、電気通信番号委員会におきまして11月20日に調査・審議を行いまして、報告書を取りまとめました。

これはIMS Iと申しまして、090とか080といった番号ではなくて、携帯端末を識別するための別の番号、通常は見えないのですが、そういう番号がございまして、今まで主な使い方が携帯の国際ローミング等に限定されておりましたが、それを携帯サービス以外、固定についても割り振って構わない、新しい利用の仕方をして構わない、そういったITUの勧告の改正がございまして、それに基づいて、電気通信番号規則も様々なサービスを行えるように改正するというものです。

資料3-3-2に意見募集の結果がございまして、提出された意見は、そこにありますとおり1件です。ウィルコム様からの意見の内容につきましては、左側に書いてございますが、「当社は広帯域移動無線アクセス（BWA）サービスに関する特定基地局の開設認定を受け、次世代PHSを基にしたサービスを2009年より開始すべく準備を

進めております。当社が採用する次世代PHSは国際的に認められた標準規格であり、今回同じく国際標準番号であるIMS Iが使用可能になることで国際ローミングに関する手続きが簡素化され、次世代PHSユーザの利便性が向上し、ひいてはこれから普及するBWAサービスの進展に大きく寄与するものと考えられることから、本改正案に賛同致します」と、賛同でございまして、それに対する考え方は、「賛同される意見として承ります」ということになっております。

以上が提出された意見、それらに対する電気通信番号委員会の考え方となります。

この意見を踏まえまして、報告書としては、資料3-3-1にございますように、本件、電気通信番号規則の一部を改正する省令案につきましては、諮問のとおり改正することが適当であると、そう考えております。

答申書案につきましても同様に、3-3-3にございますが、このとおりにすることが適当と考えております。以上です。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、ただいまご報告いただきました案のとおり、答申をすることにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に、諮問事項の審議に入りたいと思います。諮問第3005号、接続料規則等の一部改正につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　　それでは、資料3-4でご説明申し上げます。1ページ目が諮問書でございまして、具体的には2ページ以降でご説明したいと思います。

まず、改正の背景からご紹介いたしますが、NTT東・西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成20年度から22年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式、いわゆるLRIC（第4次モデル）によって算定されているところです。

現行の接続料算定においては、平成16年10月19日付情報通信審議会答申に基づき、平成17年度から5年間でNTSコストを段階的に接続料原価から控除しているところであり、公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料についても、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されているところから、NTSコストのうち当該各機能に係るものを段階的に接続料原価に加算することが可能とされているところである。一方、平成19年9月20日付答申に基づいて、ユニバーサルサービス制度の

補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図るため、き線点RT-GC間伝送路費用相当額を実質的に補てん対象外とした。また、これにより当該費用をNTT東・西のみが負担することとなるため、NTT東・西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を加入者交換機能の原価の一部に段階的に算入することが可能とされているところである。他方、き線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方で、公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、当該費用を二重に負担するおそれが生じている。このことから、平成20年1月29日付答申において、「公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討すること」が要望された。

ということで、今回の接続料規則等の一部改正につきましては、(1)を踏まえまして入力値の更新を行いますとともに、(4)記載の答申を踏まえまして、21年度以降の接続料の算定方法等についての所要の規定の整備を行うものという内容です。

それでは、3ページから各項目についてご説明申し上げます。

まず1点目が、接続料規則の一部改正ということで、具体的には、LRIC方式による平成21年度の接続料算定に用いる各入力値の更新です。NTT東・西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料につきましては、毎年度最新のデータを用いてLRIC方式で再計算することとされているため、平成21年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れ替えるものです。

この入力値につきましては、今年8月から9月にかけて、まず各事業者に対しまして入力値の募集を行いまして、各事業者からご提案いただいたものをもとに、今年10月28日に開催されました長期増分費用モデル研究会におきましてご審議いただきまして、了解いただいたものです。それぞれの数値につきましては大部ですので、詳細な説明は省略させていただきますが、数値の算定方法について簡単にご紹介したいと思っております。

それでは、後の資料の11ページから31ページの資料をごらんいただければと思います。新旧対照条文です。

まず、11ページ目が別表第2の2です。こちらに掲げております設備のスペック、例えばメタルケーブルの対数、直径、交換機の最大収容回線数等につきましては、各事業者からの提案に基づいているものですが、今回の募集につきましては新たな提案はな

かったため、変更しているところはございません。

続きまして14ページをお開きください。ページの中ほどに自治体管路、電線共同溝、情報ボックス等の公共的地下設備がございますが、こちらにつきましては各事業者からの提案値を合算しているものです。これらは国や地方公共団体によって建設されました管路でございます、各事業者の利用実績ですとか将来の利用予測を提出してもらいまして、それらの提案値を合算して算定されているところです。

続きまして、またしばらく飛びまして24ページから25ページのところをごらんいただけますか。こちらに監視設備、機械及び装置、車両等の記載がございますが、これらの投資額比率につきましては、NTT東・西の会計報告をもとにしているところです。

続きまして、25ページの別表第4の3をごらんいただければと思います。しばらくございます施設保全費につきましては、NTT東・西の実績をもとに、フォワードルッキング制を考慮しまして算定しております。加入者交換機、メタルケーブル、光ケーブルともに効率化が進んでおりまして、全体的に減少しているところです。

それから、30ページの下段をごらんください。こちらに道路占用料ですとか撤去費用対投資額比率等がございますが、こちらにつきましてはNTT東・西の会計報告をもとにしているところです。

最後に、31ページのところに経済的耐用年数がございます。デジタル交換機、き線点遠隔収容装置、メタルケーブル、管路につきましては、新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の補正方法を用いました推計方法で算定されております。また、伝送装置につきましては、最長使用年数の加重平均を用いまして算定しております。下にございます交換機ソフトウェアにつきましては、投資額をベースとしました加重平均を用いて算定しております。これらの算定方法におきましては、直近の投資実績、撤去実績をもとに算定しておりまして、近年、投資が減少しているために全般的に耐用年数が延びる方向となっているところです。

以上が、簡単ですが、項目1の入力値の更新についてのご説明です。

続きまして、もとの資料に戻っていただきまして、3ページ目、2つ目の項目、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正です。

具体的には、公衆電話機能、それからPHS基地局回線機能の接続料原価に加算されております加入者交換機の接続料原価より付け替えられたNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない旨の規定の追加です。具体的には先

ほど背景で申し上げたとおり、②にございますように、き線点RT-GC間伝送路費用につきましては、加入者交換機能の接続料原価への段階的算入を可能とする一方で、当該費用を公衆電話機能等の接続料原価にも引き続き算入することとされているため、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、この接続料原価から控除されなければならないき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を払うおそれが生じているということで、今年1月の答申におきまして、公衆電話機能等接続料原価に適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を控除して算定するように所要の規定整備を行うよう検討するということをごさいますして、これに基づくものです。

4ページに行きまして、以上を踏まえまして、公衆電話機能等の接続料原価に加算されている、加入者交換機の接続料原価より付け替えられたNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を控除しなければならない規定を整備するものです。

その下に具体的にグラフであらわしてございますが、一番上のGC機能というところが加入者交換機能の接続料原価についてあらわしたところをごさいますして、その中のオレンジ色の部分が、ユニバーサルサービス制度におけます利用者負担の抑制に伴いまして段階的に付け替えられておりますき線点RT-GC間伝送路費用の各年度の割合です。これとの関係で、その下にございます公衆電話機能、PHS基地局回線機能のき線点RT-GC間伝送路コスト部分が二重取りにならないように規定の整備を行うということで、右の黄色いところにありますように、二重取りになる部分につきまして控除を行うという改正を行うというものです。

以上が今回の諮問の説明です。

- 根岸部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 東海臨時委員 1番目のLRICによる入力値の更新の問題は、これは例年のことですが、2番目が、接続料原価算定の中では今一番複雑な状況を呈しているわけをごさいますして、最初はNTSコストを接続料から抜いたという段階があつて、それは5年間とするという形でした。その後、ユニバーサルサービスの中からき線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に戻すという形をとりました。そこまでは理解がそれほど複雑ではなかったのですが、このままにしておくと、公衆電話とPHSの機能については、そちらの接続料原価算定の中にき線点RT-GC間伝送路コストが入ってしまうおそれがあるとあります。「おそれがある」と、以前答申の中で申し上げたわけですが、そのお

それが現実だったということなののでしょうか。そういうことで、そのままではいけないから、今回規定を整備して、公衆電話機能とPHS機能の接続料原価算定についてはき線点RT-GC間伝送路コスト部分は除くという措置をすると、こういうことと理解してよろしいのですか。

○村松料金サービス課企画官 委員のおっしゃるとおりでございます、二重取りになりますので、その点につきまして、20年度の接続料につきましては補正申請や特別許可で行いましたが、今回規定の整備を行うというところです。

○根岸部会長 他にいかがですか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項及び「接続に関する議事手続規則」の規定に従いまして、ただいま諮問された案を公にし、報道発表して、広く意見の募集を行うということといたします。意見の招請期間は12月25日までとしたいと思います。

以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、事務局より連絡があるということです。それでは閉会したいと思います。ありがとうございました。

閉 会